三　特定第一種第二号水産動植物等の種類、取引をした期間その他の区分に応じて、分類又は整理をした記録を作成すること。

四　返品その他の事由により法第六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項又は第三十二条第一項若しくは第二項に規定する事項のいずれかに変更が生じたときは、遅滞なく、その内容に応じて適切に記録を変更すること。

2　法第九条の規定に基づく特定第一種第二号水産動植物等の名称の記録の作成は、取引において通常用いている名称を記録することにより行うものとする。

3　法第九条の規定に基づく特定第一種第二号水産動植物等の重量又は数量の記録の作成は、取引において通常用いている単位で記録することにより行うものとする。

4　法第二条第一項第二号イに掲げる特定第一種第二号水産動植物の第三十二条第一項第一号イ(2)に掲げる重量の記録の作成は、当該特定第一種第二号水産動植物の個体ごとに行うものとする。

5　第三十二条第一項第三号に掲げる伝達すべき事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号の記録の作成は、特定第一種第二号水産動植物等の譲受け又は引受けと譲渡し又は引渡しとの相互の関係が明らかになるように行うものとする。

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の保存期間）

第三十条　法第九条の農林水産省令で定める期間は、三年とする。　（新設）

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成及び保存を要しない場合）

第三十一条　法第九条ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。　（新設）

一　少量の特定第一種第二号水産動植物等について廃棄又は亡失をした場合

二　一般消費者への販売をした特定第一種第二号水産動植物等の売れ残り又は一般消費者への提供をした特定第一種第二号水産動植物等の食べ残しについて廃棄をした場合

（特定第一種第二号水産動植物等に関する取引等の記録の作成事項）

第三十二条　法第九条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　法第七条第一項又は法第八条第一項の規定により伝達をし、又は伝達を受けた場合にあっては、次に掲げる事項

イ　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等以外の特定第一種第二号水産動植物等にあっては、次に掲げる事項

(1)　特定第一種第二号水産動植物等の採捕に使用した船舶等の名称

(2)　法第七条第一項に規定する重量

(3)　特定第一種第二号水産動植物等の陸揚げ日

ロ　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等にあっては、次に掲げる事項

(1)　輸入・養殖特定第一種第二号水産動植物等である旨

(2)　養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあっては、養殖の事業を営む者の氏名（法人にあっては、その名称）

(3)　養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあっては、当該特定第一種第二号水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である養殖された特定第一種第二号水産動植物）が養殖された養殖場が属する地域の一般的な名称

(4)　養殖された特定第一種第二号水産動植物等にあっては、当該養殖場から出荷された日

二　法第七条第二項（法第八条第三項において準用する場合を含む。次号及び第四号において同じ。）の規定により伝達をした場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。）にあっては、次に掲げる事項

イ　前号イ又はロに掲げる事項

ロ　イに掲げる事項に係るウェブページ等の送信元識別符号等又は識別番号